

社会福祉法人 徳栄会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、職員が能力を十分に発揮できるよう次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日まで

2. 内容

目標1：小学生未満の子を持つ職員を対象とする育児短時間勤務制度へ拡大する。

<対策>

- 令和8年4月～ 拡大した育児短時間勤務制度を導入する。
- 令和8年4月～ 育児短時間勤務制度の促進するチラシを作成し、職員への周知を図る。

目標2：子の看護休暇の時間単位での取得を認める制度を導入（中抜けあり）

<対策>

- 令和8年4月～ 子の看護休暇の時間単位での取得（中抜けあり）を認める制度導入する。
- 令和8年4月～ 子の看護休暇の時間単位での取得を認める制度を促進するチラシを作成し、職員への周知を図る。

目標3：年次有給休暇の取得促進を図る。

<対策>

- 令和8年4月～ 年次有給休暇の取得促進のチラシを作成し、職員への周知を図る。
- 令和8年4月～ 事業所毎に有給休暇付与消化日数表を掲示し、有給休暇の取得促進を図る。